

令和元年10月24日（木）

令和元年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
（第2回）

議 案 書

【時間】 午後1時40分から

【場所】 紀の川市役所 本庁舎5階501会議室

目次

出席者名簿.....	- 1 -
会議次第	- 2 -
議案第 1 号.....	- 3 -
報告第 1 号.....	- 4 -
報告第 2 号.....	- 5 -
資料 1 地域公共交通網形成計画の取り組み状況について (R01.10.24 版)	- 6 -
資料 2 地域公共交通網形成計画の取り組み状況について (R01.06.27 版)	- 7 -
報告第 3 号.....	- 8 -
【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約.....	- 10 -

出席者名簿

規約第4条に基づく 位置付け	所属	職名	氏名	備考
(1) 紀の川市の指名する者	紀の川市	副市長	林 信良	会長
	紀の川市農林商工部	部長	神徳 政幸	
	紀の川市建設部	道路河川課 課長	弓場 正己	代理出席
(2) 法第2条第2号に掲げる 公共交通事業者等及びその 組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社	常務取締役支配人	森川 圭治	代理出席
	有田交通株式会社	運行管理・整備	浅井 英行	代理出席
	株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜	
	西日本旅客鉄道株式会社	総務企画課長	藤原 鋭	代理出席
	和歌山電鐵株式会社	総務企画部長	麻生 剛史	代理出席
	公益社団法人和歌山県 バス協会	専務理事	森下 清司	
	一般社団法人和歌山県タ クシー協会	会長	川村 昌彦	
和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	委員長	坂前 吉信		
(3) 住民又は利用者の代表	打田地区区長会	会長	久次米 英昭	
	粉河地区区長会	会長	中井 菊夫	
	那賀地区区長会	会長	折居 徳男	
	桃山地区区長会	会長	根来 信之	
	貴志川地区区長会	会長	岸本 俊延	
	紀の川市身体障害者連 盟	会長	泉中 條子	
(4) 近畿運輸局和歌山運輸 支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	河原 正明	
	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	森田 正志	
(5) 岩出警察署長又はその 指名する者	和歌山県警岩出署	警部	三毛 伸起	代理出席
(6) 道路管理者、学識経験 者その他の協議会が必要と 認める者	近畿大学経営学部	教授	高橋 愛典	副会長
	和歌山県企画部地域振 興局総合交通政策課	課長	長尾 尚佳	監査委員
	那賀振興局建設部	副部長	松本 功	
	岩出市総務部総務課	副課長	高井 克訓	代理出席 監査委員
ご欠席	紀の川市福祉部	福祉部長	橋本 好秀	
	和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所	所長	大田 隆英	

会議次第

1. 開 会
2. あ い さ つ
3. 出席者紹介
4. 議 事
 - i. 議案第1号
▼旅客自動車運送事業者部会の設置について
5. 報 告
 - i. 報告第1号
▼和歌山バス那賀株 「路線バスの運行廃止について」
 - ii. 報告第2号
▼地域公共交通網形成計画の取り組み状況について
・資料1および資料2のとおり
 - iii. 報告第3号
▼改正後の地域巡回バス路線（案）について
・資料3および別添資料のとおり
6. そ の 他
7. 閉 会

議案第 1 号

旅客自動車運送事業者部会の設置について

- 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約第 1 2 条に基づき、
専門部会設置の承認を求める。

(設置案)	内容	
名称	旅客自動車運送事業者部会	
目的	規約第 3 条に掲げる事項の調査、検討	
組織	部会長	近畿大学経営学部教授
	会員	和歌山バス那賀株式会社
	会員	有田交通株式会社
	会員	株式会社有交紀北
	会員	近畿運輸局和歌山運輸支局
	事務局	紀の川市企画部地域創生課
運営	・地域巡回バスやデマンド型乗合交通等、旅客自動車運送に関する事業について、調査・検討を行う。 ・協議会で協議・報告する内容を事前に行政と事業者で協議しておくことで、円滑な協議会運営を目指す。	

※参考 規約第 1 2 条
(部会)

第 1 2 条 協議会は、第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

令和元年 1 0 月 2 4 日提出

報告第1号

和歌山バス那賀㈱ 「路線バスの運行廃止について」

■路線バス「那賀線」の運行廃止について、以下のとおり報告する。

	内容			
廃止路線	那賀線			
起終点	南海和歌山市駅～八軒家～那賀営業所前			
運行区域	和歌山市、岩出市、 <u>紀の川市</u>			
路線廃止の要因	①輸送人員減少の長期化 ②運行赤字の累積 ③乗務員不足			
対象バス停	1	那賀営業所前	10	黒土
	2	藤崎	11	打田
	3	高野辻	12	田中小学校前
	4	井田	13	上野
	5	粉河	14	花野
	6	粉河駅前	15	尾崎
	7	長田	16	中井坂
	8	長田観音前	17	下井阪
	9	上田井	18	西井坂

令和元年10月24日提出

報告第2号

地域公共交通網形成計画の取り組み状況について

- 地域公共交通網形成計画に記載した基本方針への取り組み状況について、報告する。

資料1および資料2のとおり

令和元年10月24日提出

資料 1 地域公共交通網形成計画の取り組み状況について (R01.10.24 版)

1. 形成計画に定めた基本方針ごとの進捗

【基本方針Ⅰ】「利用実態に応じた適材適所のサービスの提供」に対応する施策メニュー	
事業の概要	進捗
I-A 多様な交通サービスの導入	・地域巡回バスの車両小型化(タクシー車両化)検討 ⇒短距離化に伴い、一部路線で乗継が生じる可能性あり。
I-B 拠点間運行の多頻度化	・那賀エリアについては、買い物施設への乗り入れを検討。 ・那賀支所～紀の川市役所区間は乗継または JR 和歌山線の利用を促進する方向でも検討を進めている。
I-C 交通拠点の整備	・貴志駅駐輪場屋根の設置 ⇒工事着手見込み ・買い物施設への乗り入れを検討し、短距離化に伴い生じる乗継の拠点として位置付ける方向で調整中。
【基本方針Ⅱ】「市民・事業者・行政がともに担い手の意識を持った地域公共交通ネットワークの維持」に対応する施策メニュー	
事業の概要	進捗
II-A 駅やバス停環境の維持	(未着手)
II-B 市民主体の活動の支援	・10/19(土)住民説明会&意見交換会開催(報告第3号)
II-C 理解醸成の促進	・ねんりんピックで市を訪れる方々に対し、巡回バス乗車券を交付 ・7/23(火)市総務文教常任委員会において取り組み説明
II-D 乗務員の確保・育成	・広報11月号にて和歌山電鐵株式会社様インタビュー(予定)
【基本方針Ⅲ】「選ばれる地域公共交通となるための環境整備」に対応する施策メニュー	
事業の概要	進捗
III-A モビリティ・マネジメントを通じた利用促進	・高校への時刻表配布
III-B 公共交通マップの作成	・利用しやすい形式での提供方法を検討開始 ⇒オープンデータ化や、メモしやすい紙質での印刷など

2. 現在検討中の事項

- 運賃の改正について

現在の運賃体系を維持する方向で調整中。

資料 2 地域公共交通網形成計画の取り組み状況について (R01.06.27 版)

1. 形成計画に定めた基本方針ごとの進捗

【基本方針Ⅰ】「利用実態に応じた適材適所のサービスの提供」に対応する施策メニュー	
事業の概要	進捗
I-A 多様な交通サービスの導入	・地域巡回バスの車両小型化（タクシー車両化）検討
I-B 拠点間運行の多頻度化	・那賀支所～紀の川市役所・那賀病院～貴志駅の多頻度化検討 ⇒日中に概ね 1 時間に 1 本運行の可否検討
I-C 交通拠点の整備	・貴志駅駐輪場屋根の設置（予算化完了）
【基本方針Ⅱ】「市民・事業者・行政がともに担い手の意識を持った地域公共交通ネットワークの維持」に対応する施策メニュー	
事業の概要	進捗
II-A 駅やバス停環境の維持	(未着手)
II-B 市民主体の活動の支援	・4/20(土)住民説明会&意見交換会開催 ・フレイルサポーターの活動支援
II-C 理解醸成の促進	・Facebook 等で活動情報発信 ・広報 5 月号にて有交紀北様インタビュー
II-D 乗務員の確保・育成	・広報 8 月号にて和歌山バス那賀様インタビュー（予定）
【基本方針Ⅲ】「選ばれる地域公共交通となるための環境整備」に対応する施策メニュー	
事業の概要	進捗
III-A モビリティ・マネジメントを通じた利用促進	・高校への時刻表配布
III-B 公共交通マップの作成	(未着手)

2. 現在検討中の事項

- ダイヤ改正の時期について 令和 2 年 10 月頃実施に向け調整中。
- 本格運行への切り替えについて 試行運行に際し運行継続の水準を定め、水準に満たない場合には路線の廃止を検討。
- 改正ダイヤ・路線について 上表のとおり。その他、市で初となる担当課発信型部署横断プロジェクトチーム始動。
- 運賃の改正について 地域巡回バスの運賃値上げ検討。(増税による値上げは実施しない方向。)
- 日曜・祝日ダイヤについて 日曜日および祝日の運休、または観光路線の試験導入検討。
- 貴志川路線について 乗車が見込めないと運転士から情報提供のある便（早朝・夕方便）の運行中止を検討。

報告第3号

改正後の地域巡回バス路線（案）について

■事務局で検討中の改正案について、報告する。

資料3および別添資料のとおり

令和元年10月24日提出

地域の移動手段を考える説明会&意見交換会

日時：令和元年 10 月 19 日（土）午後 6 時 00 分～

場所：桃山きらめきセンター

参加：14 名

内容：地域巡回バスのルート改正案について
（事務局からの説明 / 参加者との意見交換）



得られた意見：

（改正案について）

- 高齢の利用者にとって、定着した移動パターンが変わってしまう大きな変更は望ましくない。
- 足腰に不安のある利用者が多く、乗継の発生には抵抗が大きいと考えられる。
- 乗継の発生にあたっては、乗継券の発行、拠点でのわかりやすい案内など、可能な限り、負担が少なくなるように考えてほしい。
- 鉄道駅で乗継を考慮したダイヤが望まれる。
- 利用状況を考慮し、デマンド型のサービスと併用し、那賀病院に行ける仕組みにできないか。

（地域公共交通のあり方について）

- 中心部のみ利便性を高めるのではなく、人口密度が低い細野や鞆淵へのサービスを守ることを重視してほしい。
- 人口密度が高いところと、人口密度が低いところでは、提供すべき移動手段のあり方が異なる。人口密度が低いところについては、現在の形にとらわれず、福祉の視点も含めて考えるべきではないか。
- 特区制度を活用した地域住民による運行も考えられるのではないか。

（その他 要望）

- 市内には、地域巡回バスが運行されていないにも関わらず、自動車が運転できない高齢者の多い集落が存在する。ルートの迂回やバス停の新設等を検討してほしい。

（今後の進め方）

- 車両や運行会社、運行方式も変わるのであれば、区長といった地域の代表者だけでなく、利用者の声を聞く取組みも検討してほしい。

【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約

制定 平成30年6月14日

改正 令和元年6月27日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び網形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市長の指名する者
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成31年紀の川市規則第25号）のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第6条 会長は、紀の川市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、法定協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 協議会に監査委員2名を置く。

- 2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、意見照会をもって議決に代えることができるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、紀の川市企画部長をもって充てる。

3 事務局次長は、紀の川市企画部地域創生課長をもって充てる。

4 事務局員は、紀の川市企画部地域創生課の職員をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成30年6月14日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。